

補 助 金

身体障がい者自動車運転免許取得費補助 ————— 地域福祉課地域福祉係

身体障害者手帳の交付を受け、その障がい程度が1～4級の方が、社会参加の促進を目的として免許を取得する場合に費用の一部を助成します。教習開始前に相談、申請してください。

◇助成額（上限額） 100,000円
（取得に要した費用の2／3以内であり、10万円を限度額とする）

身体障がい者自動車改造費補助 ————— 地域福祉課地域福祉係

肢体不自由により身体障害者手帳の交付を受け、その障がい程度が1～2級の方が、社会参加を目的として、自ら所有し運転する自動車の改造を行う場合に費用の一部を補助します。（所得制限があります）なお、改造後の申請は補助の対象となりませんので、事前にご相談ください。

◇助成額（上限額） 100,000円



福祉資金の貸付

生活福祉資金の貸付 ————— 美唄市社会福祉協議会 美唄市西3条南3丁目6-2 （電話 62-0770）

障がい者が生業を営むために必要な経費、就職するために必要な支度に要する経費、また就職に必要な知識、技能を習得するための経費等の貸付制度があります。

◇貸付を希望される方は、地区の担当民生委員に相談し申請してください。貸付には保証人が必要となります。その金額、その他詳しくは社会福祉協議会へお問い合わせください。